

ファクシミリ等による抗インフルエンザウイルス薬等の処方に関する参考資料

- (1) ファクシミリ等による抗インフルエンザウイルス薬等の処方せんの取扱いについて（平成21年5月22日 厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局 事務連絡）・・・・・・・・・・ 1

- (2) ファクシミリ等による処方せんの送付及びその応需等に関する Q&A（平成21年10月2日 厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部 事務連絡）・・・・・・・・・・ 5

事 務 連 絡
平成21年5月22日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省
新型インフルエンザ対策推進本部 事務局

ファクシミリ等による抗インフルエンザウイルス薬等の処方せんの取扱いについて

国内において新型インフルエンザ感染者が増加していることを踏まえ、感染者が増加している地域においては、感染拡大を防止する観点から、慢性疾患等を有する定期受診患者等が発熱等の症状を認める場合に、電話による診療によりファクシミリ等による抗インフルエンザウイルス薬等の処方せんを発行すること等の対応が必要なことから、その取扱いに関する留意点を別添にまとめたので、貴管下の医療機関、薬局等に周知していただくようお願いいたします。

(別添)

ファクシミリ等による処方せんの送付及びその応需に関する留意点について

1. ファクシミリ等で処方せんが送付されるケース（「医療体制に関するガイドライン」による）

（ア）慢性疾患等を有する定期受診患者の場合

- ・ 新型インフルエンザに罹患していると考えられる場合

事前にかかりつけの医師が了承し、その旨をカルテ等に記載しておくことで、発熱等の症状を認めた際に、電話による診療により新型インフルエンザへの感染の有無について診断できた場合には、診察した医師はファクシミリ等により抗インフルエンザウイルス薬等の処方せんを患者が希望する薬局に送付し、薬局はその処方せんを応需する。

- ・ 慢性疾患等に対する医薬品が必要な場合

感染源と接する機会を少なくするため、一般的に長期投与によって、なるべく受診間隔を空けるように努めることが原則であるが、急速に患者数が増大している地域において医薬品が必要になった場合には、電話による診療により当該疾患について診断ができた場合、診察した医師はファクシミリ等による当該疾患に係る医薬品の処方せんを患者が希望する薬局に送付し、薬局はその処方せんを応需する。

（イ）発熱外来等への受診歴がある患者の場合

インフルエンザ様症状があり自宅で療養する患者について、電話による診療にてインフルエンザと診断した場合には、診察した医師はファクシミリ等により抗インフルエンザウイルス薬等の処方せんを患者が希望する薬局に送付し、薬局はその処方せんを応需する。

注) 処方せんの送付は医療機関から薬局に行くことを原則とするが、患者が希望する場合には、患者自身が処方せんを薬局にファクシミリ等により送付することも認める。

2. 医療機関における対応

- ・ 処方せんは、通常は患者に対して発行されるものであるが、新型インフルエンザ患者やその同居者は外出が自粛されている状況下にあること等を考慮して、患者の同意を得て、医療機関から患者が希望する薬局にファクシミリ等で送付することを原則とする。
- ・ 医師は、新型インフルエンザ患者及びその同居者には、薬局への来局を含めて外出

を自粛するよう指導する。

（新型インフルエンザ患者以外の場合には、患者の慢性疾患の状態等に応じて、外出の可否等について指導する。）

- ・医療機関は、ファクシミリ等で送付した処方せんの原本を保管し、流行がおさまった後に、薬局に送付するか、当該患者が医療機関を受診した際に処方せんを手渡し、薬局に持参させる。
- ・医療機関はファクシミリ等で送付された処方せんを受信した旨の連絡を薬局から受けた際に、カルテに処方せん応需薬局を記録することにより、送信した処方せんが確実に当該薬局に送付されたことを確認する。また、患者自身が処方せんを送付する場合には、複数の薬局に処方せんが送付されていないことを医療機関は確認する。

3. 薬局における対応

- ・新型インフルエンザ患者及びその同居者に対しては、薬局に来局しないよう指導し、必要に応じて、処方せんについては医療機関からファクシミリ等によって薬局に送付するよう求める。
- ・患者から処方せんの送付を受け付けた薬局は、その真偽を確認するため、処方せんを発行した医師が所属する医療機関に、処方せんの内容を確認する。（この行為は、薬剤師法第24条に基づく疑義照会とは別途に、必ず行うこととする。）なお、患者を介さずに医療機関からの処方せんの送付を直接受けた場合には、この確認行為は行わなくてもよい。
- ・医療機関から処方せん原本を入手するまでの間は、送付された処方せんを薬剤師法第23～27条、薬事法第49条における「処方せん」とみなして調剤等を行う。
- ・医薬品は患家へ届けることを基本とし、その際は、可能な限り新型インフルエンザ患者との接触を避けるために、服薬指導は電話で行うことでも差し支えない。
- ・まん延期終了後、速やかに医療機関から処方せん原本を入手し、以前に送付された処方せんを原本に差し替える。
- ・慢性疾患等を有する定期受診患者について、長期処方に伴う患者の服薬コンプライアンスの低下や薬剤の紛失等を回避するため、電話での服薬指導等を実施する。

4. その他

- ・薬局により医薬品を患家へ混乱なく届けられるよう、感染者が増加する以前に自宅の近隣にかかりつけの薬局を持つことが重要である。

ファクシミリ等による処方せんの取扱いについて

①受診(まん延期前)

医療機関

患者
まん延期以前にファクシミリ等を用いた処方せんの送付等について説明し、患者の同意を確認する(その旨をカルテに記録)

②電話診察(感染者の急速な増加など)

医療機関

患者
発熱などの症状を医師に電話希望する薬局に処方せんを送付するので、希望薬局から薬を受け取るよう説明

③電話診察後

処方せんをファクシミリ等により送付しカルテに記録する

医療機関

薬局

患者
内容を医療機関に確認して受付

患者
希望により患者が処方せんをファクシミリ等により送付

④医薬品の受取

医療機関

薬局

慢性疾患等の医薬品では、患者又は家族が薬を受け取りに行く場合もある

患者

新型インフルエンザ患者及び同居者の場合は、服薬方法を電話指導し処方薬を届ける

⑤流行がおさまった後

医療機関

薬局

処方せん原本を送付

(又は、患者が薬局へ持参)

患者

⑥流行がおさまった後

医療機関

経過等を記録

患者

主な流れ

代替の流れ

※ ファクシミリ等による処方を行う場合には、薬局により医薬品を患者へ混乱なく届けられるよう、感染者が増加する前に患者が自宅の近隣にかりつけの薬局を持つことが重要である。

事 務 連 絡
平成 21 年 10 月 2 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部

ファクシミリ等による処方せんの送付及びその応需等に関する Q&A について

ファクシミリ等による処方せんの送付及びその応需に関する留意点については、8 月 28 日付け事務連絡「新型インフルエンザ患者数の増加に向けた医療提供体制の確保等について」の別添 3－6「新型インフルエンザ患者数が急速に増加している場合のファクシミリ等による処方せんの送付及びその応需に関する留意点について」により、その取扱いをお知らせしたところですが、その具体的な取扱い及び診療報酬に関する Q&A について、別添のとおりとりまとめましたのでお知らせいたします。

貴職におかれましては、管内の医療機関、薬局等に対して周知いただきますようお願い申し上げます。なお、診療報酬に関する取扱いについては保険局医療課と協議済みであること、並びに厚生労働省より社団法人日本医師会及び社団法人日本薬剤師会に対して周知していることを申し添えます。

(別添)

ファクシミリ等による処方せんの送付及びその応需等に関するQ & A

問1 電話による診療でファクシミリ等により処方せんが送付できるのはどのような患者ですか。また、急性疾患での受診歴がある患者に対しても、電話による診療でファクシミリ等による処方せんの送付が可能となりますか。

(答)

原則として慢性疾患を有する定期受診患者を対象とします。ただし、インフルエンザ様症状を訴えて受診した患者に対して、解熱剤や鎮咳薬を追加処方する場合など、同一の急性疾患において最近の受診歴があり、かつ医師が電話により適切に診療できると判断した場合には、電話による診療でファクシミリ等による処方せんの送付が可能となります。

問2 慢性疾患等を有する定期受診患者について、直近の受診は何か月以内であることが必要ですか。

(答)

電話による診療により医師が患者の病状を判断するためには、医師が患者の全身状態について従前に評価できていることが必要です。したがって、受診間隔のみで一律に判断されるのではなく、当該患者がかかりつけの医師を定期的に受診しており、特に最近の受診が途切れていないことが必要と考えられます。例えば、経過観察のみで半年以上の受診間隔である場合などは、全身状態について従前に評価できているとは考えにくく、電話による診療のみでファクシミリ等による処方せんを送付することは適切ではないと思われます。

問3 電話による診療でファクシミリ等による抗インフルエンザウイルス薬等の処方が可能となるのは、どのような状況ですか。

(答)

新型インフルエンザ患者が多くみられる地域であって、電話による診察でファクシミリ等による処方を行うことで、患者やその家族の医療機関内における感染を防止すること等により、感染対策になると判断される状況をいいます。

国立感染症研究所感染症情報センターの発表によれば9月14日～20日の1週間に全国の医療機関を受診したインフルエンザ患者数は約27万人と推計され、インフルエンザの流行状況にあることを参考に、各地域の外来受診者数の状況等を踏まえ、各都道府県において総合的に判断してください。

なお、電話による診療でファクシミリ等による処方せんの送付を行う場合には、事前に都道府県等、保健所、医師会及び薬剤師会等の地域の医療関係者により十分な協議を行い、混乱なく実施できるよう留意してください。

問4 慢性疾患の定期処方薬についても電話による診療でファクシミリ等による処方せんの送付が可能ですか。

(答)

当該患者の慢性疾患が最近は安定して経過しており、かつ電話により必要な療養指導が可能な場合には、医療機関内における感染を防止する観点から、電話による診療でファクシミリ等による処方せんを送付することが可能です。

問5 ファクシミリ等による処方せんの送付を受けた薬局は、調剤した薬剤を患家に届ける必要がありますか。

(答)

ファクシミリ等による処方せんに基づき調剤された薬剤の受け渡しについては、患者ではなく患者の同居者や患者の依頼を受けた者等へ行うこと、それらの対応も困難な場合については介護や看護にあたる者等を活用するといった対応も考えられます。また、やむをえず患者本人が受け取りに行く場合には、マスクを着用し、必要に応じて事前に薬局へ連絡してもらうなどして屋外で薬剤の受け渡しを行う等の感染対策をとることも考えられ、必ずしも、薬局が調剤した薬剤を患家に届ける必要はありません。したがって、ファクシミリ等による処方せんの送付を行う場合は、薬剤の受け渡しが適切に行われるよう、あらかじめ医師から患者及びその同居者等に対して、薬局における感染対策への十分な配慮や薬剤の受け渡しの留意点について指導しておくようにしてください。

なお、薬剤を患家に届ける場合等には、服薬指導は電話で行うことでも差し支えありません。

問6 電話による診療の結果、ファクシミリ等により抗インフルエンザウイルス薬等の処方せんを送付する場合、保険医療機関は、電話再診料、処方せん料を算定できますか。

(答)

算定できます。ただし、電話再診料については、外来診療料を算定する保険医療機関の場合は、算定できません。

問7 ファクシミリ等により抗インフルエンザウイルス薬等の処方せんを受け付けた保険薬局において当該医薬品に係る調剤を行った場合、調剤技術料及び薬剤料は算定できますか。また、医薬品の調剤時において、新型インフルエンザ患者との接触を避けるため、電話にて服薬指導を行った場合、薬剤服用歴管理指導料等の薬剤師からの説明が要件となっている点数は算定できますか。

(答)

調剤技術料及び薬剤料は算定できます。

薬剤服用歴管理指導料等は、電話にて適切な指導を行っており、その他の要件を満たしていれば算定できます。